

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	評価事項	合計① 100点
①-1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること	脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び民生部門による省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること	脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと	20点
		脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合(%)を、可能な限り高くすること	
		今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること	
		技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること	
①-2 地域特性に応じた温暖化対策の取組 (民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること)	地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上であること	地域特性に応じ、温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと	10点
		今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること	
		技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること	
② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入	再エネ情報提供システム(REPOS)等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能性を把握していること。	実地調査や衛星写真を使用した調査(FS調査等)を実施することにより、再エネの導入可能性をより確実に把握していること	15点
		合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能性となっていること	
		脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きな計画であること	
③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業、暮らし、交通、公共等の分野で、その地域の強みを生かし、地方創生に寄与する取組であること ・取組を通じて得られる地域経済効果(直接的効果、波及効果)、防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果について、定量的・定性的に記述されていること 	具体的な取組とその効果が適切なKPIによって明示されていること	20点
		効果の大きさ・広がり、独創性等の度合いが大きいものであること	
④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること ・施設群の類型に該当するものは、それらの場所を具体的に特定し、エネルギー管理の一元化を検討していること 	公共施設以外の民生部門の施設を幅広く対象としていること	5点

<p>⑤ 計画の実現可能性(計画の具体性、関係者の調整方針等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載すべき内容が具体的であること(計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること) ・導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること ・各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること ・取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること 	<p>関係者間における体制が具体的に構築されていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること。その際、地域の企業や金融機関等との連携がなされていること</p>	<p>15点</p>
<p>⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制</p>	<p>事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、進捗管理の体制が示されていること</p>	<p>アクションプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価の体制となっていること</p>	<p>5点</p>
<p>⑦ 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。)を受けて改定された地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、速やかに、同法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)を改定するとともに、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定又は改定していること ・上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと 	<p>地方公共団体実行計画(事務事業編)で定める(又は定める予定の)目標が、改定後の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画:令和3年10月22日閣議決定)の目標(2013年度を基準として、2030年度までに50%削減)と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること</p> <p>地方公共団体実行計画(区域施策編)で定める(又は定める予定の)目標が、改定後の地球温暖化対策計画の目標(2030年度に2013年度から46%削減)と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること</p> <p>改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定している、又は設定する方針が示されていること</p>	<p>10点</p>
<p>上記以外の観点(取組のインパクト、広がり、アナウンス効果、事業継続性等)</p>			<p>② 20点</p>

総合計 (①+②) 120点